

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件  
 原告1の1外  
 被告福島県外7名

### 準備書面(14)

平成30年 3月30日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡辺 健寿



同訴訟復代理人弁護士

渡辺 慎太郎



同

鈴木 端裕



同

久納 京祐



原告準備書面(46)に対して

第1 第1について

1. 1について認否の限りでない
2. 2について

(1) 原告らの「被告福島県職員のSPEEDIに対する認識は概ね一致しており、その情報が住民避難に用いられるべきであること等の基本的事項は概ね職員らが認識していた」との点について、「被告福島県職員のSPEEDIに対する認識は概ね一致しております」との点について否認する。甲C57号証によれば、県職員は「SPEEDIの情報はどのような流れで処理されるべきか理解していたか」との問い合わせに対して、県職員らの回答は、「そこまではわからない。」「事故当時は意識したこと

はなかった。周囲もSPEEDIの話題はなかったと思う。」「オフサイトセンターが使用する。県は参考程度でみるという認識。」等様々な内容であり、被告福島県職員のSPEEDIに対する認識が概ね一致していたというものではない。

「その情報が住民避難に用いられるべきであること等の基本的事項」との点について、「福島県が住民避難に用いる」との趣旨であれば否認する。SPEEDIの情報は、予測線量の推定作業に使用されるとともに、モニタリング実施地点の選定や避難等の防護対策を実施する地域を決定するための基本資料として活用されるものであり（乙C25号証 環境放射線モニタリング指針 50頁）、基本的には国が設置する原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）において利用されるものであるし、その活用方法は防護対策を検討するための基本資料という位置づけである。福島県が住民避難にSPEEDIの情報を用いるというものではない。

「SPEEDIの情報が住民避難に用いられるべきであること・・・は概ね職員らが認識していた」との点について否認する。前述のとおり、甲C57号証によれば、県職員は「SPEEDIの情報はどのような流れで処理されるべきか理解していたか」との問い合わせに対して、県職員らの回答は、「そこまではわからない。」「事故当時は意識したことはなかった。周囲もSPEEDIの話題はなかったと思う。」

「オフサイトセンターが使用する。県は参考程度でみるという認識。」等様々な内容であり、概ね職員らがSPEEDIの情報が住民避難に用いられるべきであると認識していたというものではない。

(2) 原告らの「情報が乏しい中、なおかつ一刻の猶予も許されないという緊急事態において、利用しうる情報は最大限利用すべきであった。放射源情報が得られていないことのみをもってしてSPEEDI予測結果の有用性を否定することは、緊急時の対応として適切とは言い難かった」との点について否認する。

この点については、国の平成29年2月3日付第5準備審面「3 SPEEDIによる予測計算結果の取扱いに違法がないこと」の主張を援用する。

(3) 原告らの「当時の被告福島県の職員間の情報共有体制は極めて杜撰なものであった」との点について、情報共有体制が「極めて杜撰なものであった」との点は原告

ら独自の評価であり、争う。

「周辺市町村との情報共有、さらに県職員間でさえ情報共有は極めて杜撰であった。これは、原子力災害という緊急事態における、基本的な情報共有を怠ったものというほかない。」との点について、周辺市町村及び県職員間の情報共有が「極めて杜撰であった」「基本的な情報共有を怠った」との点は原告ら独自の評価であり、争う。

原告らの「メールの削除（甲C15）など言語道断である」との点について、被告福島県災害対策本部が、原子力安全技術センターから送付されたSPEEDIの計算結果が添付された電子メールのデータを削除したとの点は認め、かかる処理が情報管理の不備にあたることは争わないが、SPEEDIの情報は、予測線量の推定作業に使用されるとともに、モニタリング実施地点の選定や避難等の防護対策を実施する地域を決定するための基本資料として活用されるものであり（乙C25号証 環境放射線モニタリング指針 50頁）、基本的には国が設置する原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）において利用されるものであるし、その活用方法は防護対策の検討にかかる基本資料という位置づけであること、当時被告福島県がSPEEDIの情報を自ら積極的に用いる状況にはなかったこと、被告福島県が受信したSPEEDIの結果を住民に情報提供する義務を課せられるものではないこと等に照らせば、「言語道断」との点は原告ら独自の評価であり、争う。

### 3. 3について

原告らは被告福島県に対し、原告ら準備書面（30）に対する認否を求めていたが、原告ら準備書面（30）は「被告国第5準備書面に対する反論」との標題であり、その内容は、被告国第5準備書面に対して原告らが反論したものである。被告福島県に対する主張は全くなされていないから、原告ら準備書面（30）に対して被告福島県が認否反論をすべきものではない。

原告ら準備書面（46）第1-3において、原告らが具体的に指摘する点に対する被告福島県の認否反論は以下のとおりである。

原告らが「2009年に行われた総務省による原子力の防災業務に関する行政評価

では、福島県はSPEEDIシステムの社会環境情報に災害時要援護者情報を入力することについて、『SPEEDIシステムに災害時要援護者情報を入力することは、災害時要援護者の輸送手段としての公共輸送車両の適切な配備やそれに伴う避難対応要員の適切な配置に係る準備を行う上で、有効であると考える』との意見を表明している」と主張する点について、原告らが提出した甲C50号証図表1-17に原告らが挙示する記載があることは認めるが、被告福島県の記録において、上記記載のような意見表明をなしたことは確認できることから、被告福島県が上記記載のような意見表明をなしたものであるかどうかは不明である。

原告らが「福島県は、SPEEDIシステムの社会環境情報を、平成17年、同19年と2年おきに更新していた」と主張する点について、争わない。

「SPEEDIシステムを活用した早期の住民避難を可能にするよう努めていた」との点について、「福島県がSPEEDIシステムを活用して早期の住民避難を可能にする」との趣旨であれば否認する。SPEEDIの情報は、予測線量の推定作業に使用されるとともに、モニタリング実施地点の選定や避難等の防護対策を実施する地域を決定するための基本資料として活用されるものであり（乙C25号証 環境放射線モニタリング指針 50頁）、基本的には国が設置する原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）において利用されるものであるし、その活用方法は防護対策を検討するための基本資料という位置づけである。福島県が住民避難にSPEEDIの情報を用いるというものではない。

「被告福島県は、準備書面（11）では『原災法26条1項1号あるいは8号により、被告福島県が、住民あるいは周辺市町村に対しSPEEDIの計算結果を開示することを義務づけられるものではない』と主張しているが、このような主張は、甲C50に現れた、被告福島県は2009年の行政評価において、SPEEDIシステムに災害時要援護者情報を入力すべきであるとの意見を表明し、またSPEEDIシステムの社会環境情報を更新していたことと明らかに齟齬している。」との点について、SPEEDIシステムに災害時要援護者情報を入力すること、SPEEDIシステムの社会環境情報を更新することは、平常時において、国等と連携して情報伝達のネットワークを整備・維持することで、緊急時において、国が設置する原子力災害

対策本部及び原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）においてSPEEDIシステムを有効に利用できるようにするためのものであり、被告福島県がこのような入力、更新作業をしていることによって、住民あるいは周辺市町村に対しSPEEDIの計算結果を開示することを義務づけられるというものではないし、住民あるいは周辺市町村に対しSPEEDIの計算結果を開示する義務が裏付けられるというものではないから、原告らが主張する「明らかに齟齬している」との点は失当である。

## 第2 第2に対して

前文部分について、被告福島県に対する主張部分に関して「被告福島県と周辺市町村との情報共有が極めて不十分であった」との点について、「極めて杜撰なものであった」との点は、原告ら独自の評価であり争う。

被告国に対する主張部分について、被告福島県において認否の限りでない。

1. 1について、政府事故調査報告書に、原告らが引用する記載があるという範囲において認め、その余は不知。

### 2. 2について

#### (1) (1)について

原告らが「12日 07：54 第二原発緊急事態宣言・3km圏内避難指示」と主張する点は、時刻が「07：45」の誤りである。

原告らが「大熊町と、田村市を除き、関係自治体はいずれもこれらの避難指示について被告国または被告福島県から連絡を受けておらず、自治体においてテレビ等の報道に接して避難指示を認知したという実態がある。」との点について、被告福島県に対する主張に関して、3月11日～12日当時、地震等による通信回線の途絶や、災害直後の通信回線の混雑等により関係市町村や関係機関との電話やFAXによる連絡に支障が生じていたこと、県災害対策本部から可能な限り関係市町村への避難指示等の連絡に努めたが結果として情報を充分に共有することができなかつたことを認めるが、大熊町及び田村市以外の市町村に対して、被告福島県から一切避難指示等の連絡がつかなかつたかどうかについては確認できないことから、不明である。

被告国に対する主張部分について、被告福島県において認否の限りでない。

(2) (2)について

被告福島県に対する主張に関して、被告福島県から関係自治体に対して、SPEEDI 計算結果を提供していなかったことについて認める。SPEEDI の情報は、予測線量の推定作業に使用されるとともに、モニタリング実施地点の選定や避難等の防護対策を実施する地域を決定するための基本資料として活用されるものであり（乙C25号証 環境放射線モニタリング指針 50頁）、基本的には国が設置する原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）において利用されるものであるし、その活用方法は防護対策の検討にかかる基本資料という位置づけである。福島県から関係自治体に対して提供することが義務づけられるものではない。

被告福島県に対する主張に関して、「モニタリング結果についても、・・・被告福島県からそれらの情報提供を受けたとする関係自治体は皆無である。」との点について、被告福島県は震災後から第一原発周辺で緊急時モニタリングを実施していたところ（丙C1）、同モニタリング結果について、被告福島県から関係自治体に対して提供していなかったことを認めるが、被告福島県は同モニタリング結果を原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）に報告していたものである。被告福島県から関係自治体に対して直接提供することが義務づけられるものではない。

被告国に対する主張部分について、被告福島県において認否の限りでない。